

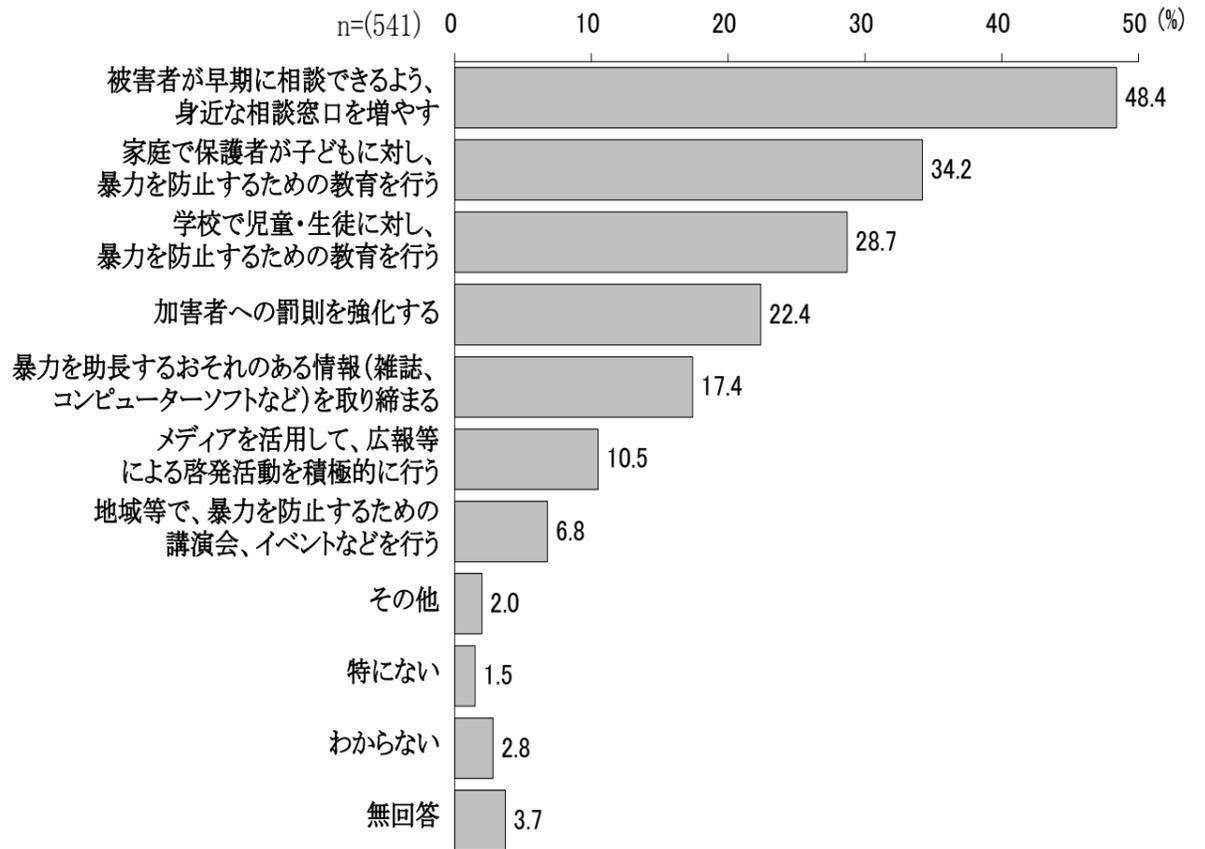
基本課題 I 女性の「性」と人権の尊重		所管及び関連課	企画課、子育て支援課、市民課、学校教育課、広報広聴課、健康課、高齢福祉介護課
施策の方向1 女性に対するあらゆる暴力の撤廃			
施策	(1)DVの防止に向けた取り組み (2)セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み (3)相談業務の充実と関係機関等との連携		

男女間の暴力をなくすために必要なこと

（平成22年度市政世論調査結果）

男女間における暴力を防止するために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が48.4%で最も多く、以下、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」(34.2%)、「学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を行う」(28.7%)、「加害者への罰則を強化する」(22.4%)が続いている。

性・年代別にみると、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」は男女20歳代で7割前後と特に多くなっている。「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」は男性の60歳代以上と女性の70歳以上で4割台、「学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を行う」は男性の50歳代から60歳代で4割台となっている。「加害者への罰則を強化する」は男女とも20歳代で4割前後となっているが、年代が上がるにつれ減少している。



◆実施した主な事務事業

(1)ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み		
①実態調査の実施	②広報啓発活動による意識啓発	③ドメスティック・バイオレンス被害者の支援
④ストーカー行為等の被害者の支援		
(2)セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み		
①学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修等の実施	②あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	
(3)相談業務の充実と関係機関等との連携		
①「女性悩みごと相談」の実施	②相談業務担当者等の意識啓発の推進	③相談体制の充実と関係機関との連携
④緊急一時保護事業の連携強化	⑤子ども向けの虐待防止に向けた支援	⑥高齢者虐待防止に向けた支援

◆取り組みの結果

(1)ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み

①実態調査の実施(企画課)・・・
平成22年度に市政世論調査を実施し、市政世論調査の結果を参考に、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせ、意識啓発に努めた。

②広報啓発活動による意識啓発(企画課)・・・
広報はむら11月1日号で、女性悩みごと相談及びDV・デートDVに関する記事を掲載した結果、広報はむらの記事を見て女性悩みごと相談に来られた方も多く、DVの予防や早期発見に向けた意識啓発につながった。

③ドメスティック・バイオレンス被害者の支援(子育て支援課)・・・
相談実件数70件、相談延べ件数87件で、さまざまな相談に対し適時適切な情報提供や指導・助言により被害者等を支援した。

④ストーカー行為等の被害者の支援(市民課)・・・
母子自立支援員や関係機関と連携を図りながら、住民基本台帳の写しや戸籍の附票の交付の制限、閲覧台帳からの削除など、被害者支援を行った。
平成23年度件数:38件(平成22年度からの継続20件、新規18件)

(2)セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み

①学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修等の実施(学校教育課)・・・

5月の校長会で指導・助言を行うとともに、7月及び12月の校長会で服務事故防止月間にあわせ、指導・助言を行うなど、継続的な指導を行っているため、児童・生徒等からセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、学校・教育委員会ともに受けていない。

②あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み(企画課)・・・

広報はむら11月1日号において、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに関する記事を掲載し、防止啓発広報を実施した。

(3)相談業務の充実と関係機関等との連携

①「女性悩みごと相談」の実施(広報広聴課)・・・

市民相談の一つとして実施し、羽村市民が福生市へ、福生市民が羽村市へ相談に行くなど、相互利用によるプライバシー面、財政面でのメリットがあり、これまでの予約及び相談実績をみても、両市の連携による広域相談事業の展開により、悩みを抱える女性への支援の充実が図られた。

羽村市:第1・3・5水曜日 相談件数57件(うち福生市民10件)、福生市:第2・4水曜日 相談件数53件(うち羽村市民0件)

②相談業務担当者等の意識啓発の推進(全庁)・・・

子育て支援担当者研修会を年2回実施し、児童館や保育園等相談事業に携わる職員向けに意識啓発を行った。(6月16日(木)38人参加、12月13日(火)33人参加)

③相談体制の充実と関係機関との連携(広報広聴課・子育て支援課・企画課)・・・

人権擁護委員による人権身の上相談や法律相談、また、母子自立支援員(婦人相談員)を通じての助言・指導等の相談事業を実施するとともに、東京都女性相談センター等と連携し、必要な相談窓口へつなげ、相談者が抱える問題を解決するための支援を行った。

④緊急一時保護事業の連携強化(子育て支援課)・・・

東京都と連携し、緊急一時保護を実施するとともに、継続して被害者の安全を確保するために転出先の関係機関とも連携を行った。

緊急一時保護(DV)1件

⑤子どもの虐待防止に向けた支援(子育て支援課・学校教育課・健康課)・・・

(ア)要保護児童対策地域協議会を適宜開催し、虐待や不登校等の問題を抱える家庭に対し適切な対応を図った。

要保護児童対策地域協議会の開催(代表者会議:年1回、実務者会議:年3回、個別ケース検討会議:17回)

(イ)児童虐待防止を目的とした講演会を実施し、市民や関係者への知識の啓発を図った。

児童虐待防止講演会:7月27日開催「地域のきずなが防ぐ児童虐待～子どもの幸せのためにできること」136人参加

(ウ)子ども家庭支援センター等との連携を緊密に図りながら、虐待を受けている恐れのある児童・生徒に対して迅速な対応を行った。

児童虐待防止研修セットを各校へ配布し、研修を実施した。

⑥高齢者虐待防止に向けた支援(高齢福祉介護課)・・・

関係機関に地域包括支援センターの取組みを伝えるとともに、意見交換・情報交換を行った。研修においては、高齢者虐待やその支援について理解を深めてもらうよう努めた。

(ア)高齢者虐待防止連絡会議の開催 1回

(イ)介護サービス事業者対象研修の開催 1回

◆今後の課題・改善点

(1)ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み

①実態調査の実施(企画課)・・・

DVなどは、デリケートな問題で、被害者にとっては、実情を話しづらいことでもあり、実情を把握するのは難しいところもあるため、次期の市政世論調査(平成27年度予定)においては、DV等の実態及び意識調査を実施していく。

②広報啓発活動による意識啓発(企画課)・・・

女性に対する暴力は、女性に対する差別意識に根ざす重大な人権侵害であることの視点に立って広く周知し、予防・早期発見に努めていく。

③ドメスティック・バイオレンス被害者の支援(子育て支援課)・・・

被害者の個人情報を守りつつ、他部署と連携し、被害者の2次被害を防止するよう努めるとともに、庁内の共通理解を深め、相談員不在時の対応について改善していく。

④ストーカー行為等の被害者の支援(市民課)・・・

引き続き関係機関との連携を強化しつつ、迅速に対応していく。

(2)セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み

①学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修等の実施(学校教育課)・・・

指導・助言は継続していくことで効果が表れるので、引き続き適切に実施していく。

②あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み(企画課)・・・

広報活動は継続していくことで効果が上がるため、広報紙及びホームページでの啓発を引き続き実施していく。

(3)相談業務の充実と関係機関等との連携

①「女性悩みごと相談」の実施(広報広聴課)・・・

羽村市と福生市との共同事業として、今後も緊密に連携して事業を実施していく。

②相談業務担当者等の意識啓発の推進(全庁)・・・

引き続き子育て相談に携わる職員向けに研修を実施していく。

③相談体制の充実と関係機関との連携(広報広聴課・子育て支援課・企画課)・・・

引き続き「人権身の上相談」を実施するとともに、今後も関係機関との連携を強化しながら相談体制の充実を図る。

④緊急一時保護事業の連携強化(子育て支援課)・・・

DV被害者の緊急一時保護については、関係機関との支援体制の充実を図るとともに、引き続き安全の確保に努めていく。

⑤子どもの虐待防止に向けた支援(子育て支援課・学校教育課・健康課)・・・

研修会等を継続し、適切に対応できるよう、子ども家庭支援センターを中心に関係機関との連携をさらに強化していく。

⑥高齢者虐待防止に向けた支援(高齢福祉介護課)・・・

引き続き高齢者虐待防止連絡会議を開催し、連携強化に努めていく。また、介護サービス事業者には、訪問時のパンフレット周知などで虐待の早期発見に向けたPRを行っていく。

◆今後の方向性

今後の方向性

暴力は女性・男性ともに被害者になりうるものであることから、平成24年3月に策定した羽村市男女共同参画基本計画では、男女間のあらゆる暴力の撤廃を施策として掲げており、ドメスティック・バイオレンス及びデートDV防止対策の推進として、「防止に向けた意識啓発」や市政世論調査でも要望が多い「相談窓口の確保」、被害者の保護・支援に取り組み、暴力を容認しない社会風土を醸成し、男女の人権に関する教育・啓発を推進するとともに、関係機関との連携による対策や相談機能を充実し、男女の人権を守るための環境づくりを推進していく。

また、セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進を掲げ、意識啓発、防止に向けた教育・指導、関係機関と連携した取り組みを進めていく。

◆男女共同参画推進会議 評価・提言

推進会議評価

DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止の啓発や被害者への対応、セクシュアル・ハラスメントの防止の啓発、そのほか全般に関わる女性悩みごと相談を実施するなど、全体的には幅広い分野での取り組みを行っている点は評価できるが、市民に対する周知に不十分な点が見受けられる。

また、幅広い分野に取り組んでいるが故に、各事業への力の入れ方が弱くなってしまいうことも考えられるので、効率的に推進して欲しい。

推進会議提言

男女間のあらゆる暴力については、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、男女間の暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現に向け、緊急かつ重要な課題となっている。

配偶者や恋人からの暴力は社会問題化しており、男女がお互いを理解し、尊敬し合い、個人としての人権が尊重される社会を構築していくためにも、相談窓口の周知方法をより一層強化することが望ましい。

女性悩みごと相談については、開催曜日の変更など、より多くの方が相談しやすい環境を整備して欲しい。デートDV、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントについては、より一層の啓発活動に取り組んで欲しい。また、DV被害者を支援している民間団体等を支援していくことを検討して欲しい。